

「総合支援資金特例貸付」のご案内

① 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

② 必要書類の準備

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員/原本/発行3か月以内/続柄入り）※本籍地、マイナンバー表示は不要
※ 同一住所で世帯分離している場合は世帯分離している方の住民票も必要です。
すでに提出をいただいている方は不要です。 |
| <input type="checkbox"/> 緊急小口資金の入金を受けた通帳、またはキャッシュカード（写）※金融機関名、支店名、口座名義、口座番号のわかる部分の写し |
| <input type="checkbox"/> 減収状況がわかるもの（必須ではありません）
給料明細や給料の振り込みが確認できる通帳の写し、売上表や、ご自身で作成している帳簿など。 |
| <input type="checkbox"/> 本人確認書類※いずれか一つ、外国籍の方は在留カード必須
ア 運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
イ 健康保険証（お名前、生年月日、住所の記載のある箇所はすべてコピー）
ウ マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
エ パスポート（顔写真のページ、所持人欄（現住所の記載）のページのコピー） |
| <input type="checkbox"/> 【外国籍の方は必須】
在留カード（特別永住者証明書）（住所変更している場合は両面コピー） |

③ 申込書の記入

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 総合支援資金生活費のご案内 |
| <input type="checkbox"/> 借入申込書
※ 貸付金振込先は緊急小口資金と同じものをご記入ください。すでにその口座を解約しているなど別の口座しか利用できない場合は、事前にお知らせください。 |
| <input type="checkbox"/> 借用書
※ ご住所は愛知県からご記入ください。アパート名、号室など最後までしっかりとご記入ください。 |
| <input type="checkbox"/> 重要事項説明書
※ よくすべてお読みいただいたうえで、ご署名をしてください。 |
| <input type="checkbox"/> 申立書
※ コロナの影響による減少前の収入は令和2年の任意の月でお書きください。コロナの影響による減少後の収入は直近の収入をお書きください。個人事業主の場合は、売上から経費を差し引いた実利益でのご記入をお願いします。 |
| <input type="checkbox"/> 状況シート
※ 「自立支援機関に相談したいこと」の下にある、具体的な内容は、「自立支援機関に相談したいこと」でチェックを打っていただいたなかで特に相談したいことを具体的にご記入ください。
例：自営業が立ち行かなくなった場合、就労支援をしてほしい。支出の見直しについて相談したい。副業の案内をしてほしい。転職のお手伝いをしてほしい。等々 |
| <input type="checkbox"/> 家計状況把握シート
※ 1か月の世帯全員分の支出をご記入ください。領収証やレシートは求めません。だいたいの金額で結構ですので、ご記入お願いいたします。 |

<ご記入いただく際の注意事項>

- ・記入例を参考に記入してください。
- ・黒ボールペンで記入ください。※フリクションボールペンは使用しないでください。
- ・必ず申込人が自筆で署名、ご記入ください。
- ・訂正は二重線をひき、修正していただくようお願いいたします。

④ 送付前の確認・面談もしくは郵送



記入例等を確認いただき、すべての書類の準備ができあがりましたら、必ずご連絡ください。

面談日時を決めさせていただきます。面談の際にはお渡しした書類すべてをご持参ください。面談が難しい場合は、郵送でも受付はできますが、書類に不備があった場合などは返送をさせていただきますので、時間がかかる旨ご承知おきください。ご連絡がなく来所された場合は対応ができかねる場合もあります。

⑤ 「北名古屋市社会福祉協議会」にて申込書書類の点検後「愛知県社会福祉協議会」へ取次 申込書類に記入や書類の漏れがなければ、県社協へ取次を行います。



⑥ 「愛知県社会福祉協議会」にて申込書類の点検、貸付金の資金交付

県社協で申込書類の点検後、貸付金の資金交付を行います。

県社協の申込書類受理日から1か月程度で審査結果がご自宅に送付されます。審査の状況によっては、審査結果の送付が遅れる場合がございます。

※ 重複申請による不正受給や用途目的外使用による不正が相次いでおります。

また住民票を別々にして世帯分離しているとしても、一つ屋根の下で生活している以上は、同一世帯としてみなします。

そのため、この貸付は個人ではなく、世帯でお申し込みいただく貸付です。

必ず、貸付の必要性や今後の返済も考え、ご家族等でご相談をしていただいてから、生計の中心者が貸付申請をお願いいたします。